

## 研究拠点形成事業 マッチングファンドについて

研究拠点形成事業(A. 先端拠点形成型)採択課題については、相手国側においてマッチングファンド(相手国側拠点機関が本研究交流課題に使用できる研究交流経費)が確保されていることが確認できた後に、本事業の実施となります。

※ 研究拠点形成事業(B. アジア・アフリカ学術基盤形成型)採択課題においては、相手国側が中国、韓国、シンガポール、台湾の場合、マッチングファンドが必要です。

### 1. 提出必要書類

**※ 採択された日本側拠点機関が本事業開始前の3月15日までに提出する書類です。(2年度目以降の日本側拠点機関であっても、相手国拠点機関追加の場合は提出の必要があります。)**

#### (1) 相手国マッチングファンド使用予定額(様式3)

##### **マッチングファンドに関する条件**

###### ① マッチングファンドを必要とする相手国機関

すべての相手国拠点機関が、それぞれ当該研究交流課題実施に必要なマッチングファンドを独立的に確保して下さい。

協力機関はマッチングファンドを確保する必要はありません。ただし、当該国の拠点機関において協力機関所属研究者に係る交流経費を措置するなど、必要な交流経費が当該国全体として確保されていることが必要です。

###### ② マッチングファンドの種類

本事業において日本側拠点に措置される交流経費と等しい使途費目をもつファンドが望ましいです。独立した交流経費がない場合には、研究費等の一部を、当該研究交流課題実施に係る研究交流経費として、マッチングファンドに充てることもできます。

###### ③ マッチングファンドの金額

日本側と対等な交流を維持できる額とします。(日本側と同額である必要はありませんが、拠点間交流が可能な額が確保されていることが条件となります。)

###### ④ マッチングファンドを必要とする期間

本事業実施期間中は、相手国拠点機関においてもマッチングファンドが確保されていなければなりません。複数年度にわたる長期的なファンドが望ましいですが、複数種の独立した資金の組み合わせも可能です。なお、相手国拠点機関におけるマッチングファンドが確保されなくなった場合、当該研究交流課題の採択を取り消し、業務委託契約を解除することもありますのでご注意ください。

## 別添 1

(2) 相手国コーディネーターによる、相手国と経費相互負担についての合意が得られていることを示す以下の書類(英文)(様式4参照)

※ 次の点を文書内に必ず明記してください。

- ① 当該交流課題の研究交流経費として使用予定の資金の金額(年額)
- ② 資金を受給する期間(年月日を含む。)
- ③ 助成元
- ④ 資金の名称(事業名)
- ⑤ 資金に係る問い合わせ先
- ⑥ 相手国との経費分担方法(パターン1またはパターン2を選択)
- ⑦ 相手国コーディネーターによる署名

※ 相手国が複数の資金をマッチングファンドとして使用する場合は、資金ごとに①～⑤を列記してください。

※ 相手国側協力機関が受給するファンドをマッチングファンドとして提出する場合も、⑦は相手国コーディネーターの署名としてください。

## 2. 日程(予定)

10月上旬頃	申請受付締切	相手国拠点機関との事前交渉を明確に行い、相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得見込みについて必要な情報を申請書に記入ください。
翌年1月	ヒアリング (国際事業委員会)	相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得(見込み)状況について、最新情報を事前に入手ください。
2月中旬	採否通知	採択通知と共にマッチングファンド確認書類が送付されます。
3月15日	マッチングファンドの最終確認締切	マッチングファンド確認書類に、相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得状況等を記入の上、提出ください。